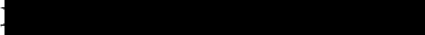




令和6年9月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
令和5年(行ウ)第385号 怠る事実の違法確認請求事件
口頭弁論終結日 令和6年8月6日

判 決

5 東京都 

原 告
同代表者代表取締役
同訴訟代理人弁護士



10 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

被 告 東 京 都 知 事

同 指 定 代 理 人



主 文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20 第1 請求

- 1 被告が原告から適法な支払請求を受けたにもかかわらず適切な支払処理を怠った事実が違法であることを確認する。
- 2 被告が原告に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律6条2項の請求拒否通知を怠った事実が違法であることを確認する。
- 25 3 被告が原告に対して必要な遅延利息の支払を怠った事実が違法であることを確認する。

第2 事案の概要

本件は、東京都内に本店を置く株式会社であり、東京都から委託された業務を完了した原告が、被告が原告に対して(1)適法な代金の支払請求を受けたにもかかわらず適切な支払処理を怠ったこと、(2)政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「支払遅延防止法」という。）6条2項所定の請求を拒否する旨の通知を怠ったこと、(3)必要な遅延利息の支払を怠ったことがいずれも地方自治法242条1項の「財産の管理を怠る事実」に該当するとして、被告に対し、同法242条の2第1項3号に基づき、上記(1)(2)(3)の各事実（以下、併せて「本件各怠る事実」という。）が違法であることの確認を求める事案である。

1 関係法令の規定

(1) 地方自治法

地方自治法は、同法において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう（同法237条1項）旨規定した上で、(1)「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち①不動産、②船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機、③上記①及び②に掲げる不動産及び動産の従物、④地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利、⑤特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利、⑥株式、社債、地方債及び国債その他これらに準ずる権利、⑦出資による権利、⑧財産の信託の受益権をいい（同法238条1項）、(2)「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で①現金、②公有財産に属するもの及び③基金に属するものを除くもの並びに普通地方公共団体が使用のために保管する動産をいい（同法239条1項）、(3)「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう（同法240条1項）旨規定する。

(2) 支払遅延防止法

支払遅延防止法は、国を当事者の一方とする契約で、国以外の者のなす工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国が対価の

支払をなすべきものを「政府契約」と定義し（同法2条）、政府契約について、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内の約定期間内に対価を支払うべきものとし（同法4条2号、6条1項）、国が相手方の支払請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、国は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとする（同条2項前段）旨規定する。

また、支払遅延防止法8条1項は、国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額について定め、同条2項は、遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要しない旨定める。

支払遅延防止法の規定は、地方公共団体のなす契約に準用される（同法14条）。

2 前提事実（掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実及び裁判所に顕著な事実）

(1) 東京都及び原告は、令和5年4月1日付けで、「[REDACTED]」
「[REDACTED]」ホームページのホスティング委託（令和5年4月分）（以下「本件業務」という。）に関する委託契約（以下「本件委託契約」という。）を締結した（甲1、4）。

(2) 原告は、令和5年5月8日、本件業務を完了した旨の同年4月30日付け委託完了届及び本件委託契約に係る代金4万4000円（消費税込み）の請求書を、東京都の担当者宛てに送付した（甲1ないし4）。

(3) 東京都の担当者は、令和5年5月29日、原告に対し、本件委託契約に関する必要書類の提出を求め、原告は、同日、提出を求められた書類は既に提出済みであるか提出が不要なものである旨回答した（甲5、6）。

(4) 東京都の担当者は、令和5年6月15日、原告に対し、本件委託契約に関する提出済みの書類について、メールで送付するよう求めた。これに対し、

原告が、同日、当該書類をメールで送付するなどして対応し、必要な書類が揃ったことから、東京都は、本件委託契約の目的たる給付の検査をした（甲4、7ないし12）。

5 (5) 東京都は、原告から令和5年6月15日付けで適法な支払請求があったものとして、同年7月7日、原告に対し、本件委託契約に係る代金4万4000円（消費税込み）を支払った（甲2、4）。

10 (6) 原告は、令和5年7月18日付けで、東京都の職員が本件委託契約に係る代金の支払を遅延させたため、支払遅延防止法に基づく遅延利息が発生し、東京都に損害が生じたなどとして、住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）をしたが、東京都監査委員は、同年8月24日付けで、本件監査請求は住民監査請求の要件を欠くものであるとして、監査を実施しないこととした（甲4）。

(7) 原告は、令和5年9月22日、本件訴えを提起した。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

15 本件の争点は、本件訴えの適法性であり、具体的には、(1)本件各怠る事実が地方自治法242条1項所定の「財産の管理を怠る事実」に該当するかどうかと、(2)原告が住民監査請求を前置したといえるかどうかである。

(原告の主張)

(1) 本件各怠る事実が「財産の管理を怠る事実」に該当するか

20 ア 本件各怠る事実は、いずれも東京都の財産である「現金」の管理を怠るものである。すなわち、被告は、令和5年5月8日に原告から適法な支払請求を受けたにもかかわらず、本件委託契約に係る代金の支払を怠り、また、支払遅延防止法6条2項所定の請求を拒否する旨の通知を怠るなどして、本来ならば免れ得た遅延利息を発生させ、東京都において現金を保全できない結果に至ったものである。

25 被告は、現金が地方自治法237条1項の「財産」に含まれない旨主張

するが、同項の「財産」には当然に現金が含まれるというべきであり、本件監査請求においても、本件各怠る事実において現金の管理を怠ったことが「財産の管理を怠る事実」に該当し得るという前提で審理がされている。

イ 被告は、遅延利息の支払債務を履行しないことは東京都に損害を与えるものでない旨主張するが、遅延利息を支払わないことにより、現時点でも日々遅延利息が発生している。

(2) 原告が住民監査請求を前置したといえるか

上記アに加えて、被告が適切な支払処理を怠った結果、約177円の遅延利息が発生していたにもかかわらず、東京都監査委員は、本件監査請求に対して、法解釈及び事実認定を誤って監査を実施しないこととしたものであるが、監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合には、適法な住民監査請求を経たものとして直ちに住民訴訟を提起することができるものである。

(被告の主張)

(1) 本件各怠る事実が「財産の管理を怠る事実」に該当するか

ア 「財産の管理を怠る事実」(地方自治法242条1項)にいう「財産」とは、同法237条1項の「財産」、すなわち、公有財産、物品及び債権並びに基金をいい、「財産の管理」とは、これらの財産について、財産的価値の維持、保全を目的として行う執行機関又は職員の行為をいう。

現金あるいは東京都が第三者に対して負う支払債務は、上記「財産」に含まれず、現金に関する本件各怠る事実が地方自治法242条1項の「財産の管理を怠る事実」に当たると解する余地はないから、本件訴えはいずれも不適法である。

イ また、住民訴訟の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えるものでなければならぬところ、原告に遅延利息の支払債務を履行しないこと(請求の趣旨3項)は、東京都に積極消極の損害を与えるも

のではない。

(2) 原告が住民監査請求を前置したといえるか

本件監査請求は、東京都に財産上の損害が発生していないか、財務会計行為以外の行為に対する措置を求めるものであって、住民監査請求の要件を欠くものとして却下されている。

したがって、本件訴えは、適法な住民監査請求を前置せずに提起された不適法なものであり、却下されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 本件訴えの適法性について

地方自治法242条の2第1項第3号所定の怠る事実の違法確認の訴えは、同法242条1項に掲げる「怠る事実」、すなわち、「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」についてのみ認められているところ、同法において、「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいうものであり(同法237条1項)、現金がこれらに含まれないことは、同法の各規定の文理上明らかである。(同法238条1項、239条1項、240条1項、241条1項参照)。

原告は、被告が過去に原告に対する債務の履行を怠った事実等の本件各怠る事実を、東京都の財産である現金の管理を怠る事実であると構成し、現金は地方自治法上の「財産」に含まれる旨主張するが、現金が地方自治法上の「財産」に含まれないことは上記のとおりであり、他に、本件各怠る事実が「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に該当すると解する余地はない。

したがって、本件各怠る事実は、地方自治法242条の2第1項第3号所定の怠る事実の違法確認の訴えの対象とはなり得ないものであるから、本件訴えは、いずれも不適法である。

2 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、本件訴えはいずれも不適法であるからこれらを却下することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

5

裁判長裁判官

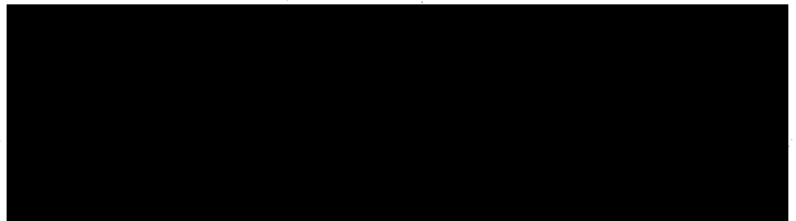


10

裁判官



裁判官



これは正本である。

令和6年9月12日

東京地方裁判所民事第2部

裁判所書記官

